

1. いじめの防止

（1）いじめの防止等への啓発活動

生徒、保護者及び教職員に対して、インターネットを通じて行われるいじめを含めた、いじめ防止等への理解を深めるために、啓発活動を行う。

（2）道徳教育及び体験活動等の充実

生徒に対して、いじめの防止等のために、生徒の道徳教育及び体験的活動の充実を図る。

（3）教職員の資質向上に関わる措置

教職員に対して、いじめ防止等のために校内研修等により資質の向上を図る。

（4）本校の取り組み

- ①情報セキュリティ講演の定期的実施
- ②長期休暇前、「いじめ問題」についてのLHR
- ③「命の日」（10月）の講話
- ④「いじめ防止基本方針」の教職員へ職員会議等での周知
- ⑤教職員の外部研修への積極的な参加
- ⑥その他（いじめ撲滅宣言 中学にて）

2. いじめの早期発見

（1）相談体制の整備

生徒及び保護者に対して、いじめの早期発見のために、相談体制を整備する。

（2）定期的な調査その他の必要な措置

生徒に対して、いじめの早期発見のために、いじめに関する定期的な調査その他必要な措置を講じる。

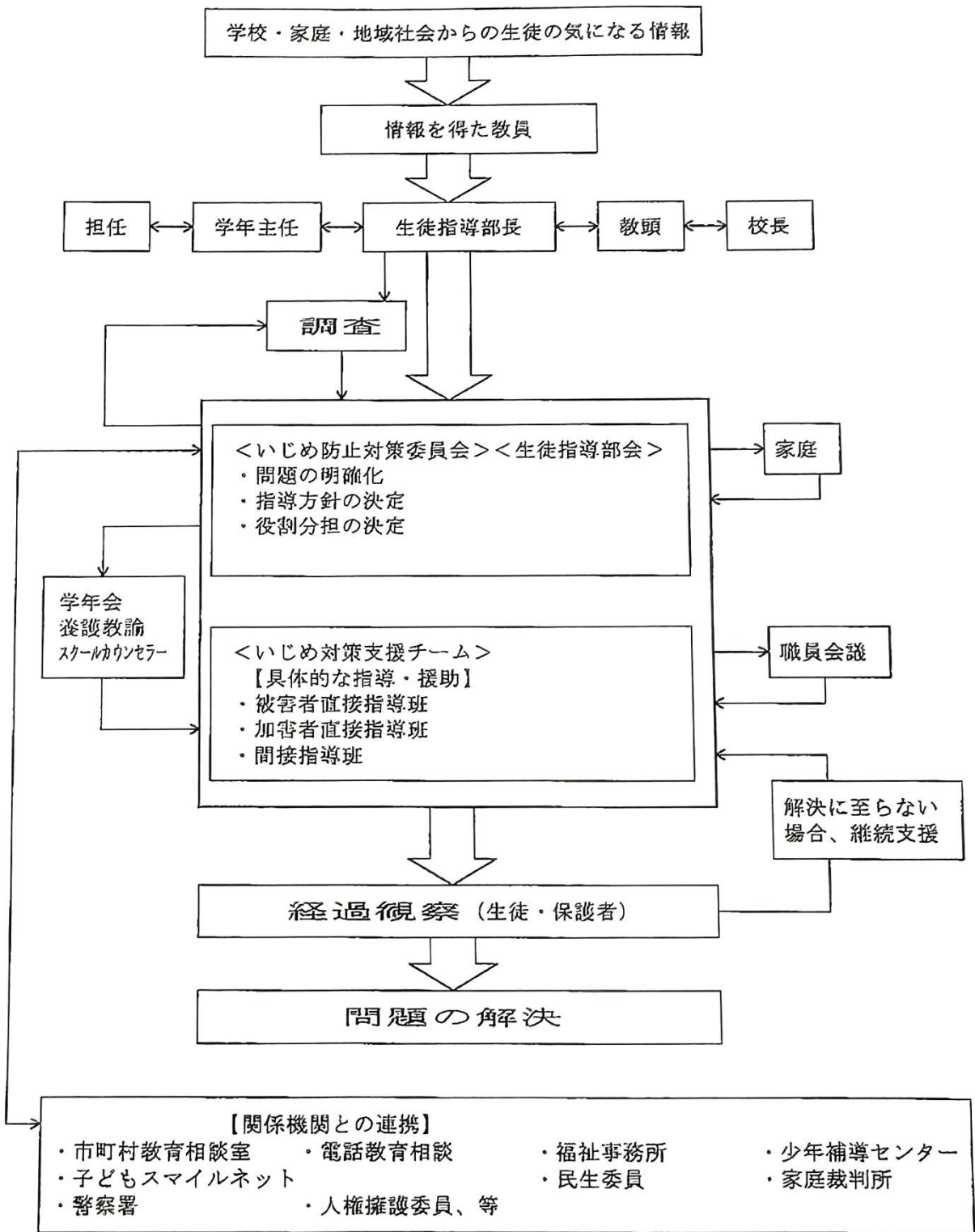
（3）本校の取り組み

- ①年5回の個人面談
- ②年3回（5月、10月、2月）の「いじめアンケート」の実施
- ③年1回（12月）の「学校生活アンケート」の実施
- ④その他（随時、「いじめチェックシート」の活用等）

（4）いじめの疑いのある事案を把握したときの措置

生徒、保護者及び教職員等から、学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるとの通報を受けた場合等、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、いじめ防止対策委員会を中心として、速やかに事実の有無の確認を行うための措置等に着手する。

(5) いじめ問題への組織的対応図



3. いじめへの対処

(1) 事実の有無の確認を行うための措置等

① 事実の有無の確認を行うための具体的措置

必要に応じて「質問票」の使用や聴き取り調査、「いじめアンケート」等により、事実の確認を行うための調査を行う。

② 理事長（学校の設置者）への報告

調査結果について、理事長（学校の設置者）に報告する。

(2) いじめがあったことが確認された事案への措置

① いじめを受けた生徒への対応

- ・いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒または保護者に対する支援を行う。
- ・必要に応じて、いじめを受けた生徒またはいじめを行った生徒に対して、教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講じる。

② いじめを行った生徒への対応

- ・いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを行った生徒に対する指導またはその保護者に対する助言を行う。

③ 保護者間での情報の共有等

- ・いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることがないように、いじめの事案に関わる情報を、これらの保護者と共有するための措置やその他必要な措置を行う。

④ 警察等の刑事司法機関との連携

- ・いじめが犯罪行為と取り扱われるべきものと認めるときは、所轄警察署と連携して対処するものとする。

(3) 重大事態への対処

① 重大事態調査委員会の設置

- ・重大事態に関わる事実関係を明確にするために調査を行う。
- ・学校における調査が困難な場合には、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等で当該事案関係者等と直接の人間関係、特別な利害関係を有しないものが参加して、新たに調査委員会を設置する。

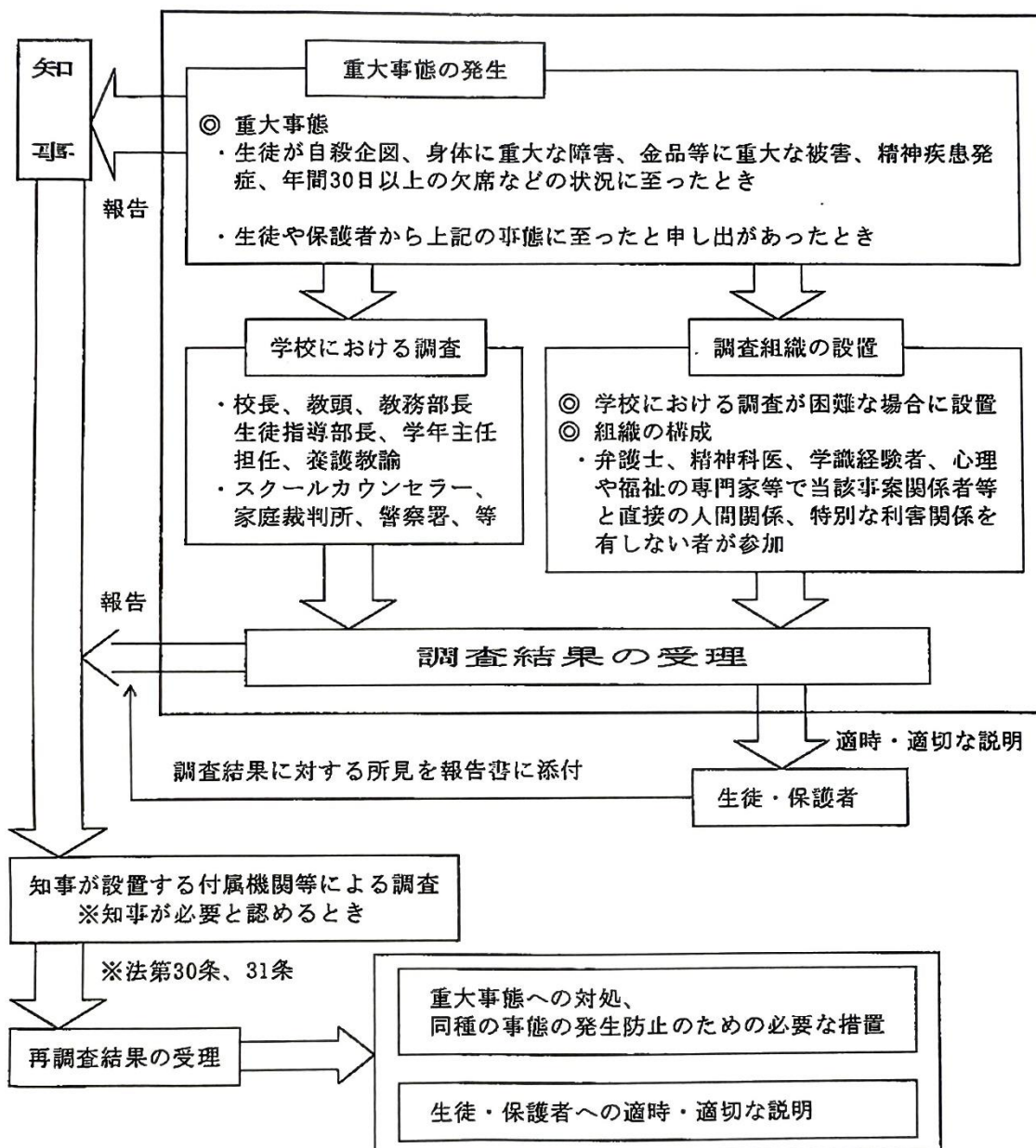
② いじめを受けた生徒及び保護者への対応

- ・調査委員会における調査を行う時には、いじめを受けた生徒及び保護者に対して、事実関係等の情報を適切に提供するとともに、いじめを受けた生徒及び保護者からの申し立てがあったときには、適切かつ真摯に対応する。

③ 埼玉県知事（埼玉県学事課）及び理事長（学校の設置者）への報告等

- ・重大事態が発生したとき及び調査結果について、速やかに埼玉県知事（埼玉県学事課）及び理事長（学校の設置者）に、その旨を報告する。
- ・重大事態への対処について、必要に応じて埼玉県知事（埼玉県学事課）及び理事長（学校の設置者）と連携、協力して行う。

(4) 重大事態への対応図



4. 学校のいじめ防止基本方針の評価

いじめ防止対策委員会を中心として、全教職員により、学校の基本方針の検証を行い、必要に応じて見直しを図る。